

地域との協働による高等学校教育改革推進事業における成果検証事業
委託要項

令和 4 年 5 月 23 日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

Society5.0 の到来に向けて、高等学校は、子供たち一人一人が Society5.0 を生き抜くために必要な力を身に付けることが求められており、平成 30 年 3 月に公示された新しい高等学校学習指導要領では、子供たちに求められる資質・能力を社会と共有する「社会に開かれた教育課程」の理念の下、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進することとされている。

これらを踏まえ、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けるとともに、地域への課題意識や貢献意識をもち、将来、地域で地域ならではの新しい価値を創造し、新たな時代を地域から分厚く支えることのできる人材（以下「地域人材」という。）の育成に向けて、高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）において、各教科等の内容を社会の在り方等と結び付けて深く理解する等、地域の課題をもとに体験と実践を伴った探究的な学びを実現するため、「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」を創設し、地域との協働による高等学校教育改革推進事業指定校（以下「地域協働推進校」という。）における高等学校教育改革を推進する取組について、その成果について検証を行い、高等学校等における地域との協働による教育改革の PDCA サイクルの構築及び運用を推進する。

2. 委託内容

地域協働推進校における研究開発等の取組について、高等学校における地域との協働による教育改革の PDCA サイクルの構築及び運用を推進に資するため、各学校における取組の成果検証を実施する。成果検証に当たっては運営指導委員会を設け、学術的視点からの指導助言に基づき、定量的及び定性的な検証を実施するものとする。また、文部科学省が指定する研究員等をアドバイザーとして位置づけ、定期的に助言を得て、成果検証を進めることとする。

成果検証の際には、必要に応じ定量的な検証を実施するためのデータ収集や、定性的な検証を実施するための訪問調査・ヒアリング等を実施した上で、本事業の成果及び課題の分析に取り組むものとする。なお、令和 2 年度指定の地域協働推進校は全指定校を検証対象とし、令和元年度指定の地域協働推進校については文部科学省と協議の上、9 校程度の対象校を決定するものとする。

(1) 各地域協働推進校の構想調書を基にした成果検証

① 地域との協働によるカリキュラム開発の検証

- ②各学校の実施体制の検証
 - ③管理機関及びコンソーシアムの実施体制、支援体制の検証
 - ④各学校における PDCA サイクルの確立状況の検証
- (2) 成果検証結果の報告（好事例の収集、好事例要因の分析及び提供）
- ①全国サミット（仮称）の開催、運営
 - ②成果検証報告会（仮称）の開催、運営
 - ③成果検証報告書の作成

※その他、事業の実施に当たっては文部科学省と調整を図りながら進めること。

3. 委託先

本事業の委託先は、当該調査研究を実施することができる大学や調査研究機関等とする（以下「調査研究機関等」という。）。ただし、任意団体については下記の要件を満たすこととする。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 団体活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

契約締結日～令和5年3月31日まで

5. 委託手続

- (1) 本事業を落札した調査研究機関等は、事業計画書（別紙様式1）を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、調査研究機関等から提出された事業計画書等の内容を確認し、適切であると認めた場合、当該調査研究機関等と委託契約を締結する。なお、必要に応じて当該計画の見直しを求めることができる。

6. 委託経費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で調査研究に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。ただし、委託先が事業の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、契約額の全部又は一部を概算払するものとする。
- (3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。

- (4) 調査研究の実施過程において、各事業計画の内容を変更する必要があるときは、事業計画変更申請書（別紙様式3）により速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、各事業計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が経費費目総額の20%を超えない場合についてはこの限りではない。
- (5) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

7. 再委託

- (1) 委託を受けた調査研究の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、再委託することが調査研究を実施する上で合理的であると認められるものについては、一部を再委託することができる。
- (2) 事業の一部を再委託しようとする場合は、再委託申請書（別紙様式2）を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の承認後、再委託先の相手方の変更等履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合も同様とする。
- (3) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8. 事業完了（廃止等）の報告

- (1) 委託先は、調査研究が完了したとき、廃止、解除又は中止（以下、「廃止等」という。）の承認を受けたときは、収支金額を確定の上、調査研究が完了した日から30日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、詳細に記載した事業完了（廃止等）報告書、支出を証明できる領収書等の写し及び収支簿（原本証明をしたもの）を文部科学省に提出すること。
- (2) 委託先は、事業の成果普及等のため、上記（1）の事業完了（廃止等）報告書（別紙様式4）のほか、成果物（成果報告書を含む。）を文部科学省に提出するものとする。
- (3) 成果物については、委託先においてもホームページに掲載するなど、成果普及に努めること。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8.により提出された事業完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、調査研究に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記（1）において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

10. 委託の取消し

- (1) 文部科学省は、委託先が委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めるときは委託を解除することができる。
- (2) 文部科学省は、上記(1)による場合で、概算払により既に経費を支出した場合については、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。
- (3) 上記(1)により経費の返納を求められたときは、文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書により返納しなければならない。

11. 著作権等

委託先は、調査研究により発生した権利がある場合には、原則として本事業完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。

12. その他

- (1) 文部科学省は、委託先による調査研究の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正処置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、必要があると認めるときは、委託先に対して調査研究の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- (3) 本事業によって実施する取組が、他の事業の委託費又は補助金等による財政的措置を受けている場合は、本事業経費として支出することはできない。
- (4) この要項に定めのない事項で調査研究の実施に必要な事項は、初等中等教育局委託事業事務処理要領による。